

愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会要綱

(目 的)

第1 障害者虐待防止及び障害を理由とする差別の解消の取組を推進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)及び「愛知県障害者差別解消推進条例」(平成27年条例第56号)に基づき、地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図ることを目的として愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会(以下「協議会」とする。)を開催する。

(協議内容)

第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応及び支援に関すること。
- (2) 障害者虐待防止及び障害者差別解消に関する関係機関等による推進体制整備に関すること。
- (3) 障害者差別に関する事案の情報共有及び構成機関等への提言に関すること。
- (4) 障害者差別解消の推進のための取組に関する協議・提案に関すること。
- (5) 障害者差別に関し市町村から情報提供のあった事案又は協力を求められた事案への対応に係る協議に関すること。
- (6) その他障害者虐待及び障害者差別に関すること。

(構成員)

第3 協議会は、別表に掲げる行政機関、その他関係団体により構成する。

(座 長)

第4 協議会に座長を置く。

2 座長は、愛知県福祉局福祉部障害福祉課長をもって充てる。

(協議会)

第5 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求めることができる。

3 協議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、協議会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議等を行う場合
- (2) 協議会を公開することにより、協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議の特例)

第6 座長は、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない事由のある場合には、議事の概要を記載した書面により、構成員にその意見を問い、協議会の審議に代えることができる。

2 構成員は、前項の意見の表明の際、署名し出席に代えるものとする。

(庶 務)

第7 協議会の庶務は、福祉局福祉部障害福祉課が行う。

(個人情報の保護)

第8 協議会の出席者は、相談者、被虐待者及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(雑 則)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

- 附 則
この要綱は、平成25年8月7日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 附 則
この要綱は、平成28年1月27日から施行し、平成27年12月22日から適用する。
- 附 則
この要綱は、平成30年8月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 附 則
この要綱は、平成31年2月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 附 則
この要綱は、令和元年8月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 附 則
この要綱は、令和2年12月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 附 則
この要綱は、令和4年11月22日から施行し、令和4年11月1日から適用する。
- 附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

行政機関	愛知県 福祉局福祉部障害福祉課 中央児童・障害者相談センター 保健所の代表 精神保健福祉センター 県民文化局県民生活部県民生活課 県民文化局人権推進課 愛知県教育委員会 愛知県警察本部 名古屋法務局 愛知労働局 名古屋市 愛知県市長会 愛知県町村会
その他関係団体	愛知県相談支援専門員協会 愛知県知的障害者福祉協会 愛知県精神障がい者福祉協会 愛知県社会福祉協議会 愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会 愛知県障害者自立支援協議会 愛知県特別支援学校長会 愛知県小中学校長会 愛知県身体障害者福祉団体連合会 愛知県手をつなぐ育成会

	愛知県精神障害者家族会連合会 愛知県自閉症協会・つぼみの会 愛知県医師会 愛知県精神科病院協会 愛知県経営者協会 愛知県商工会議所連合会 愛知県商工会連合会 愛知県民生委員児童委員連盟 愛知県人権擁護委員連合会 愛知県弁護士会
--	--